

法 令 名	農業振興地域の整備に関する法律（農振法） 昭和44. 7. 1. 法 律 第 58 号 改正 令和元. 5. 24. 法 律 第 12 号
制 度 の 趣 旨	自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。（法第1条）
規 制 等 内 容	（１）農用地区域は、農用地等として利用すべき土地の区域として定めたもの（法第8条第2項）であるので、農業以外の用途に供することはできない（法第17条）こととされている。 （２）また、集団的農地、土地基盤整備事業の対象地等の優良農地は、原則として農用地区域として管理することとされている。（法第10条第3項） （３）情勢の推移等によって農用地区域内の土地を農業以外の用途に供する場合は、あらかじめ農業振興地域整備計画の変更により農用地区域から除外する（法第13条）必要がある。 （４）農用地区域からの除外は、市町村が公告縦覧等の手続（法第13条第4項）を了し、知事の同意（法第13条第4項）を受けて行うことになるので長期間を要する。 （５）なお、法第15条の2による開発行為の制限については、農業以外の用途に供するための開発の許可はなし得ない（4項2号等）ものであり、適用除外とされている開発行為以外は、あらかじめ農用地区域の除外手続が必要である。
除 外 等 手 続	○農業振興地域整備計画（農用地区域）の変更手続き 除外の 申 出 除外案件の 取りまとめ 県 と 事 前 協 議 変 更 案 の 公 告 縦 覧 (法13条) ※ 県と変更 案の協議 (法13条) 同 意 決 定 公 告 (法13 条) (当事者) (市町村) (市町村) (市町村) (市町村) (知事) (市町村) ※ 変更案の公告、縦覧等手続きに係る所要日数 ①公告縦覧 30日 ③市町村の決定 45日 ⑤知事の裁決 60日 30 45 90 120 180日 ②異議申出 15日 ④審査申立 30日 ③、④、⑤の手続き及び所要日数は、異議申出が行われた場合
照 会 先	農林水産部農林水産政策課 （０８８－６２１－２３８９）